

プール水

プール水水質基準

「厚生労働省 遊泳用プールの衛生基準」に基づく

「文部科学省 学校保健安全法 第6条1項に基づく学校環境衛生基準」に基づく

遊泳プール

月1回以上の検査

No.	項目	基準値
1	水素イオン濃度	5.8～8.6
2	濁度	2度以下
3	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/ℓ以下
4	遊離残留塩素 ※1	0.4mg/ℓ以上であること、また1.0mg/ℓ以下が望ましい
5	大腸菌	検出されないこと
6	一般細菌	200CFU/ml以下

使用期間中の適切な時期に1回以上の検査(年1回以上)

No.	項目	基準値
7	総トリハロメタン※2	0.2mg/ℓ以下が望ましい ※3

※1 …二酸化塩素による消毒処理を行う場合、二酸化塩素濃度は0.1mg/ℓ以上、0.4mg/ℓ以下であること。また亜塩素酸濃度は1.2mg/ℓ以下であること。

※2 …水泳プールに係る学校環境衛生基準関係 プール水を1回/週以上全換水する場合は、検査を省略することができる。

※3 …暫定目標値としての設定

ジャグジー、ホットバス等

年1回以上の検査

No.	項目	基準値
8	レジオネラ属菌	検出されないこと

「遊泳用プールの衛生基準について」のみ

Nihon mizushori-kogyo Co.Ltd

複写・転載禁止